

2010年 9月

様

滋賀県中小企業家同友会

代表理事 蔭山 孝夫

代表理事 坂田 徳一

〒525-0036 草津市草津町1512

電話 077(561)5333 FAX077(561)5334

E-Mail : [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp)

URL : <http://www.shiga.doyu.jp>

2011年度 滋賀県に対する

中小企業家の要望と提案

## はじめに

### 1) 滋賀県中小企業家同友会の紹介

私たち滋賀県中小企業家同友会（以下「滋賀同友会」：1979年1月創立、会員数600名、総従業員数18,000人）は、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「経営環境を改善しよう」の三つの目的を持ち、「自主・民主・連帯」の精神で会を運営し、「国民や地域とともに歩む中小企業」をめざして活動している中小企業経営者の自主的な非営利団体です。

私たちは、自主的自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を改善することに努め、1997年より毎年「中小企業家の要望と提案」を作成し、滋賀県知事、商工観光労働部、県議会各会派、地域金融機関に提出し、懇談を重ねてまいりました。

中小企業家同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定」をめざして全国的に運動を展開してきました。滋賀同友会は県下の議会に対して「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、滋賀県議会をはじめ県下51議会（当時・100%）で採択されました。

### 2) 滋賀県における中小企業・自営業の占める位置と役割

さて、2000年には「EU小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む49ヶ国によって「OECD中小企業政策に関するボローニャ憲章」が相次いで採択、さらに2004年6月、OECDは「イスタンブール閣僚宣言」でボローニャ憲章を改めて評価し、中小企業の育成と強化が重視されています。

中小企業家同友会では2003年5月から日本独自の「中小企業憲章」の研究と憲章制定運動にとりかかり、地方自治体においては「中小企業振興基本条例」の制定や改定に向け、全国的に努力してまいりました。

そんな折、2010年2月、中小企業庁内に「中小企業憲章に関する検討会」が立ち上がり、中小企業憲章の制定に向けて議論が進み、6月18日に政府は中小企業憲章を閣議決定しました。中小企業憲章の基本理念には「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と謳われ、「どんな問題も中小企業の立場で考えていく」「中小企業の声を聴く」といった政府の立場や姿勢が表明されており、中小企業政策を産業政策における従来の「補完的役割」から「産業政策の柱」として位置付ける諸法令の具体的な整備と、地方自治体においては中小企業振興基本条例の制定による地域再生が急務となっています。

景気は2009年度から持ち直しの傾向が見られるものの、中小企業の景気や地域の暮らしは依然停滞し続けています。

平成 18 年総務省事業所企業統計によると、県下 55,768 事業所（民営）の 99,7%、雇用の 85,7%（476,325 人）を中小企業が占めています。また、製造品出荷額では 49,9%（3兆1858億322万円 H17 年調査）となっています。したがって、滋賀県経済を再生させるためには、これら多数の中小企業の

活性化が不可欠です。加えて、既存企業をベースにし

H18 年総務省事業所企業統計（滋賀県）

た「新事業の展開」が新規創業やベンチャー企業の創出につながり、「第二創業」として注目されています。既存中小企業への親身になった政策支援は開業率アップのインセンティブにもなります。

従業者規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1 人～4 人	34,270	61.5%	72,864	13.1%
5 人～9 人	10,435	18.7%	67,937	12.2%
10 人～19 人	5,884	10.6%	79,222	14.2%
20 人～29 人	2,033	3.6%	48,198	8.7%
30 人～49 人	1,470	2.6%	55,029	9.9%
50 人～99 人	969	1.7%	67,104	12.1%
100 人～199 人	414	0.7%	55,367	9.9%
200 人～299 人	128	0.2%	30,604	5.5%
300 人以上	124	0.2%	80,263	14.4%
派遣・下請従業者のみ事業所	41			
合計	55,768			

近年、大企業誘致が自治体間の競争になっていきましたが、大企業誘致による「新規」雇用の大部分はパートや派遣、社内異動であり、雇用創出効果は限られています。一方、中小企業は地域に根差した存在であり、多くの雇用を守っており、そのことが結果として

市民税の源泉ともなり、自治体の安定財源の根拠となっています。さらに、企業同士がお互いに支え合って域内ネットワークを作りながら取引を行っていることから、倒産・廃業によって域内ネットワークが崩れると、地域経済そのものが修復不可能になってしまいます。つまり、地域経済の盛衰は中小企業の盛衰そのものであり、中小企業が元気になってこそ、滋賀県経済が立ち直り、滋賀県の税収も増え、雇用の増大にもつながります。滋賀では平成 8 年以降、一貫して廃業率が開業率を上回っている状況だからこそ、地域経済の視点でとりわけ中小企業施策の充実が求められています。

これにはアメリカのコロラド州リトルトン市で取り組まれた「エコノミック・ガーデニング」という地域再生手法が参考になります。手間暇をかけて地元の企業を育てることこそ、長期的には雇用と税収を増やすことになるかと報告されています（「アメリカ中小企業白書 2006」）。

### 3) 同友会の基本姿勢

これまで私達は自主的自助努力による強靱な体質の企業と経営環境の改善に向けて、次の課題に取り組んできました。

- 1) 人間を人間として大切にす理念型の企業づくりで、構造転換による地域経済の空洞化に歯止めをかけ、地域の雇用を守り発展させる
- 2) 経営指針（経営理念・方針・計画）の成文化と実践による経営者の意識改革と経営革新
- 3) 共同求人活動により新卒学生の採用と、生きる力を育む社員“共育”活動
- 4) 中学生の職場体験学習、高校・大学生のインターンシップなど地域や大学との“共育”的連携の推進

- 5) 持続可能な滋賀モデルの学習と中小企業の役割研究
- 6) 共同作業所・授産施設と連携し、障害のある人の自立支援と循環型の地域づくりをめざす  
オフィス古紙リサイクル運動
- 7) 産・学・官・民の連携による新しい仕事づくり
- 8) 障がい者の自立支援に向けて、職場体験（トライワーク）の受入と雇用推進、共同作業所の就労収入向上支援、障がい者の雇用実態調査と雇用促進に向けたマニュアルづくり
- 9) 中小企業や市民にとって円滑に資金供給が行われる金融システムをめざす「金融アセスメント法（仮称）」の制定運動（滋賀県議会および県下50市町村議会（当時）で早期制定の意見書採択）
- 10) 事業所内共同保育施設整備に関する調査と研究、児童虐待防止の会内啓発活動
- 11) 中小企業を国民経済発展の中核的担い手として、国の根幹を支える重要な役割を正當に評価し、中小企業政策をわが国の基本的政策として位置付けることを宣言する「中小企業憲章」の制定運動。地域においては「中小企業振興基本条例」の制定と、その担い手となる組織（支部）と企業づくり

私たちは、自主的自助努力によって地域の「生きる」「暮らしを守る」「人間らしく生きる」ことの担い手となる良い企業づくりをさらに進めてまいります。滋賀県が外需へ過度に依存した体質の産業構造を世界的な不況などの影響を受けにくい内需型の新しい産業構造へと転換させる最も確実で有効な政策として、地域の暮らしに根ざし、暮らしを支える中小企業や自営業が自ら元気を生み出す政策を最優先課題として位置づけて取り組まれることを願い、以下の項目を要望・提言します。

つきましては、県独自で解決できる事、国に対して要望する事などに分けて、取り組みを宜しくお願いいたします。

## 1. 多様な人の力を活かすことが出来る地域づくり

わが国には、中小企業が約430万社（全企業数の99.7%）、約2,800万人（全従業員数の71.0%）が働いています。そういう意味では、地域経済と国民の生活は、「中小企業の繁栄と表裏一体」の関係にあり、世界景気の持ち直しが囁かれるものの、生活者には実感すらできず、地域と共に歩む中小企業にとっても状況は同じです。

世界経済をリードするアメリカ経済の先行き不安に加え、中国の「製造業購買担当者景気指数」（PMI）でも5月、6月と2カ月連続で低下してきており、「経済成長の安定性・持続可能性の向上につながる」との評価はあるものの「新規輸出指数」が低下していることから、世界経済の減速傾向を反映している可能性が高いという見方があります。

このような中で、去る6月27日、カナダのトロントで開催されていたG20が「先進国は2013年までに財政赤字を少なくとも半減する」という目標を盛り込んだ声明を出して閉幕しました。

景気回復の足取りがふらふらし始めている時に、各国が一斉に財政規律を重視し始めること

でより一層の回復への足がかりが失速しかねない状況に陥ると言えます。加えて、政府が「財政再建」と「消費税」を併せて論じ始めたことから、よほど景気が悪化してからでないと、追加的な財政刺激策は実施できなくなってしまう可能性すらあります。

立命館大学経営学部・近藤研究室が東近江市の委託をうけて同市内の商工会・商工会議所の協力を得て2009年度後半に行った事業者実態調査では、「事業は自分の代で終わり」、また、「後継者を捜している」と回答した企業が40%に昇りました。

仮に、県内企業の4割が廃業するとなると、5%台を推移している失業率は一気に上昇し、とりわけ景気の動向を反映しやすい15歳から24歳の若年失業者は、現状10.5%を大きく上回る事が予想されます。

大企業を中心とした経済対策では、その政策効果も一巡し、財政による刺激効果だけでは息切れの状態になっていく事は明かです。

経済対策の矛先を誤ると、「成長」の名の下に生産性や利潤のみが追求され、そのまともは一見すると効率がよさそうに思えますが、一つの価値観に統一しようとする“圧力”が働く地域はとても脆弱です。また、異質を受け入れようとしないため、選択肢を狭めてしまう可能性も高くなります。

地域を強くする上で重要なのは、“人の多様性”をどう捉え扱うのかではないでしょうか。

今こそ「地域」をとらえ直し、「地域理念の創造と共有」による「地域づくり」を深めていくことが大切であると言えます。

2期目の嘉田県政の「もったいないプラス+」では、未来成長戦略の一つに「人の力を活かす ヒューマンニューディール」が謳われています。

未来の成長を考える上では「子育て」に加え、若年者の雇用問題は大きな課題であると言えます。

平成22年4月現在の新規学卒者の内、内定なく卒業した若者は31,000人に昇ります。就職状況は、表1の通りです。

(表1)

	求人者(人)	増減(%)	求職者(人)	増減(%)	内定者(人)	増減(%)	内定率(%)
中学新卒者	1,700	▲45.22	1,800	▲14.2	960	▲29.5	52.0
高校新卒者	198,000	▲38.6	153,000	▲14.1	144,000	▲15.6	93.9
	就職率(%)	増減(%)					
大学新卒者	91.8	▲3.9					
短大新卒者	88.4	▲5.1	集計女子のみ				
高専新卒者	99.5	▲0.5					
専修新卒者	87.4	▲4.4					

地域経済の根幹を担う中小企業は、地域課題の解決と自社の経営との融合がなければ事業の継続はあり得ないと言っても過言ではありません。必要なのは「雇用の創出を支援する仕組み」とその具体化により「暮らしを根付かせる」ことが重要です。

国においては、6月18日に「中小企業憲章」(以下、「憲章」という)が閣議決定されました。

憲章の基本原則の一つに「起業を増やす」があります。私ども同友会では、「地域課題の解決」をミッションとし、単なる営利企業とは異なり、自社の利潤の最大化ではなくミッションの達

成を最優先し、経営者が社会起業家であり社会的企業として経営に取り組んでいく事が経済活動の本質であることの学びの積み上げと実践をすすめてきました。

社会企業家は、アイデアと強い意思によって特定分野の仕組みを、国家レベルで変革しうる存在であり、また、社会起業家は独立しており、どうすれば問題を解決できるかを探求し大きな構造改革は、世の中の仕組みがどうなっているかを分からない限りできないと考えています。

そういう意味では、社会起業で一番重要なのは、取り組む人の誠実さ、倫理観、そしてビジョンであると言えます。

このような経営が、行政の行う住民全体に対する公平性を確保する最大公約数的なサービスから落ちこぼれた分野へのアプローチを可能にすると考えています。

しかし、社会的企業は注目されているものの、幾つかの課題を抱えているのも事実です。

社会的課題を金儲けの道具に使うことに対して倫理的に問題があるという批判や行政の理解が得られずに事業展開が困難になるケース、また人材の不足や社会的企業が革新的なビジネスモデルを元に創業される為、従来の金融市場では資金調達がし辛いという問題もあります。

社会的企業は日本においては発展途上にありますが、人口5,000万人弱のイギリスには、55,000社の社会的企業に77万人が働いており6兆円の市場を創っています。

現政権下で論議がすすめられている「社会事業法人」は、特定非営利法人とは違って株の発行が可能であることから、ヒューマンニューディールを推進していく仕組みとして、滋賀県が全国に先駆けて取り組む方策を模索する熱意を期待するところです。

滋賀県では、平成17年に障がい者の就労部門でスタートした「社会的事業所」が、障がい者55名、障がいのない者36名、計91名の雇用を創り出しています。

社会的事業所の施策的拡大が、明日の滋賀を担うヒューマンニューディールの一翼を担っていく事は、多様性を包括する意味で社会的弱者としての障がい者分野からスタートした事が物語っていると言えます。

多様な「人の力」をいかすことが出来る地域づくりに向け、以下の通り要望します。

- 1) 特別な支援を必要とする障がい者や若者に対し、NPOや企業の連携で就労支援、雇用の場づくりが出来るよう、NPO・企業からの参加による部局横断の協議の場で検討を進めて下さい。
- 2) 中小企業における障がい者雇用を促進させるために、「中小企業経営者向けの雇用促進セミナー」→「経営者と支援機関スタッフとの交流」→「雇用現場の視察や職場体験受入の拡大」→「雇用に関わる個別課題の解決」へとつながる取り組みを、地域の経営者団体と連携して取り組んでください。
- 3) 地域課題の解決を事業化する「社会的企業」を育成するため、対象企業の県税での優遇措置や、金融及び販路拡大をはじめとした経営課題に対して特別な支援を講じて下さい。
- 4) 中小企業の存続継承と起業が進む環境整備のためにも、就学年齢に応じて、小中高大学の授業に中小企業の社会的役割や存在価値を正しく伝え、働くということについて学べる一貫性を持たせた職業プログラムを実施してください。

## 2. 中小企業・自営業の活力を引き出す環境整備

中小企業・自営業に対する政府・自治体の施策は従来からも行われてきており、またリーマン・ショック以降の緊急経済対策も実施されてきました。しかし、それらは必ずしも事業者や地域の実態に見合ったものになっていないのが現状です。このこと背景には、事業者のナマの実状が意外に十分には把握されておらず、したがって、実際に求められている、あるいは効果的な施策がなんであるかについての検討がまだまだ不十分であったことが大きな問題点として指摘できます。

そこで滋賀同友会は、立命館大学経営学部・近藤研究室と共同で2008年度末に滋賀県内の事業者約10事業所への訪問調査を行いました。この調査では地域に根ざして注目すべき活動を行っている事業者や、いわゆる「第二の創業」で活路を切りひらきつつある事業者を選んで、その事業が活力をもって展開されていることの原動力や、逆に積極的な展開をしようとする場合になにが障害となるのか、を明らかにしようとしてきました。また同研究室が東近江市の委託をうけて同市内の商工会・商工会議所の協力を得て2009年度後半に行った事業者実態調査についても、公表されたその結果を同友会として独自に分析してきました。

現時点までの分析によると、注目すべき点がいくつか明らかになっています。

第1に、多くの事業者が強く求めているのは販路拡大への支援であり、中長期的な事業の発展につながる販路拡大、売上増大への意識が非常に強いことです。経済危機のもとにおいても、販路拡大支援が緊急のつなぎ資金援助と同じレベルで強く求められています。

また第2には、ゆるやかな事業者間のネットワークづくりがいっそう強く求められていることです。同業者・関連分野とのつながりはもちろん、仕事の流れにそった多様で柔軟なつながりが、結局は仕事の幅や経営者の視野を広げ、思わぬところで仕事の拡大のきっかけをつかむことにつながっています。

しかし第3に、東近江市の調査ではアンケート回答事業者（商工会・商工会議所会員事業所の約1/3）の約4割で事業の次世代への継承に展望がもてていないことが示されたことも注目されます。もちろん事業者の新陳代謝はいつの時代にもあるのですが、だからといってこの数字は楽観視できるものではありません。

こうした点をふまえるならば、次のような中長期的視野に立った支援策の展開について、今後早急に検討していくことが必要だといえます。

いずれも一つ一つの施策がただちに爆発的な成功を生み出すようなものではありませんが、個々の事業者にとっては一件一件の小さな取引の積み上げが結果として事業の存続・発展につながっているであり、そうした小さな可能性を広げていく契機をできるだけたくさんつくりだすことが、重要な支援となることが明らかになっているといえます。

### 1) 販路開拓の支援

食品や繊維・小売など消費者向け製品やサービスにおいては、さまざまな形態で消費者との接点を拡大することが重要です。すでに行われている「道の駅」での先進的な取り組みを普及すること、いくつかの県が一定の成功をみている県産品ショップの全国展開、事業者自身の出店拡大の支援（スタートアップ資金の低利融資、情報提供など）や地元大型店での地元産品販売への働きかけ・誘導策、インターネット販売への支援（たとえば自治体とWeb制作会社が包括契約を結んで地元事業者

のネットワーク・サイトを作成するなど) など、一つ一つは小規模な取り組みでも、全体として接点を増やすことで消費者の関心を引き込むことが、個々の事業者にとっては決定的な場合すらありうることです。

事業者むけ製品・サービスの場合も、接点の拡大は重要です。東近江市の調査結果などを見ると、実際には製造業の場合でも地域内の取引のしめる比重が非常に大きく、大手の下請けだけでなく域内中小事業者相互間のネットワークも大きいことがわかります。したがって、次項に示したネットワークの拡大を含め域内・周辺事業者相互間の接点を増やすことで、ここでも販路拡大や事業開拓の契機を増やすことが可能になるとみられます。

## 2) ネットワークづくりの支援

次項に示した事業の「継承」を含め、地域の事業者間の重層的なつながりが重要であることは、行われている調査のなかで多くの事業者から繰り返し語られた点です。そしてその際重要なのは、公式的・形式的なつながりではなく、日常的で柔軟ないわば「友達づきあい」のようなものです。そうしたつながりは地域の商工会・商工会議所活動や同友会などの自主的な活動によってある程度はつくられています。逆にいうと、そうした活動と日常的に疎遠な事業者が孤立し、困難に陥っているケースが少なくないことが想像されます。したがって、自治体やこうした商工団体などが、福祉事務所のケースワーカーのように個々の事業者についての情報を把握し、個別的な支援だけでなく「ここの A さんを B 社に紹介してはどうだろう」、「ここの C さんを今度こういう企画にひっぱりだそう」などといったきめの細かい対応をとっていくことが求められます。

県や自治体は、そうした活動への人的・資金的支援を積極的に行うことが求められます。

## 3) 事業継承への支援

時代と共に自然に消滅する、自身の生業として引退と共に廃業するといった事業はもちろん昔からあり、それが地域経済の新陳代謝をつくりだしてきた側面はあります。しかし現状は、放置すれば退出のほうに圧倒的に多いことになりかねない危険をはらんでいるといえます。そうすると、地域から雇用と活力、富の集積が失われ、地域経済が急速に悪循環へ落ち込んでいくこととなります。

そうした点からすれば、まだまだ活躍できるはずの事業が、後継者難から消えていくことをできるだけ防ぐことが必要です。すでに北海道などの農業分野で行われているような、都市部などでの後継者募集活動などもありますが、上記のように事業者間のネットワークを拡大して情報やつながりを増やし、後継者のいない事業者の事業を同業・関連他社がひきとるといったとりくみも有効です。その際に、行政や商工団体などがそうした後継者難事業者と事業拡大を指向する事業者との引き合わせる、そうした事業継承にあたって必要な手続きなどの支援や税制上の補助を行うなどの施策が考えられます。

以上のような細かい施策のつみあげが、結局は地域経済の衰退を押しとどめ、やる気のある事業者に発展のチャンスを広げることになると考えます。新規のベンチャー・ビジネス 1 社を成功させることも重要ですが、既存事業者の活力を大切にし、それを守り育てるという一見地味な活動が、より少ない資源投入でより安定的な地域経済づくりにつながる可能性をもっていることが、今回の調査結果などからは明らかになっていると思われます。このためには地域の行政や商工団体が情報を蓄積し活用することが必要であり、そのための人的体制の拡充と情報の蓄積・活用体制の確立と



いった方向に、自治体の事業支援のあり方も大きく転換していく必要があると考えます。

### 3. 人と自然の力を活かした滋賀県らしい新しい仕事づくりに向けて

長引く不況の中でも、地域の中小零細企業は、維持存続と一層の発展のために様々な自助努力を重ねています。県は人と自然、地と知の力を活かした成長戦略を描いていますが、それを進める中でも多くの制度的課題、障害となる規制、何よりも政策推進エンジンをどうするかという課題などが存在します。この点を是非、調査し県独自で解決できる事、国に対して要望する事などに分けて取り組みをお願いします。

#### 1) 「滋賀版ニューディール」政策は、地域中小企業・自営業が成長する環境作りで推進してください。

世界同時不況以降の急激な景気悪化を受け、県は今後の産業振興戦略として「滋賀版ニューディール政策」を打ち出しています。

それは、外需依存型製造業への依存度が高い(県民総生産の中に占める第2次産業の割合が50%近くあり、日本一の比率) 滋賀県の産業構造から、世界的な不況等の影響を受けにくい県独自の内発的な成長分野を育てることを目指して、①人の力を活かす・グリーンニューディール②自然の力を活かす・グリーンニューディール③地と知の力を活かす・ふるさとニューディールを推進するという内容です。

経済がグローバル化し、新興国市場を狙った販売競争が加速する中で、価格と品質で日本企業が勝負するためには、開発・生産・販売・メンテナンスまで全てを現地化させる流れは避けられません。つまり、滋賀県経済を支えてきた従来型製造業の競争力は衰退せざるを得ないことから、地域内循環や多様な地域資源を活用した活性化と仕事づくりを目指す県の「ニューディール政策」は方向性としては正しいと言えます。

滋賀県は地域中核産学官連携拠点として「しが医工連携ものづくり産学官連携拠点」を提案し、選定されました。地域産業の競争力強化や新産業創出による産業構造改革などを目指すこの活動には、滋賀同友会会員でつくる(協)HIP滋賀も参画しております。このような活動により多くの中小企業が参画することが期待されます。

さらに、「滋賀版ニューディール政策」による新産業の創出を掛け声だけに終わらせないためには、従来滋賀県が産業振興新指針で振興の柱としてきた3KBI(環境、健康福祉、観光およびバイオ、IT)分野のリーディング産業や先端産業優先などのいわゆる「トリクルダウン戦略」や関連企業を誘致する政策ではなく、その推進力となる県内中小企業・自営業の活力を最大に引き出すことが欠かせません。

地域に生まれ、地域と共に歩み、地域になくてはならない存在であったからこそ継続し続けてきた中小企業・自営業の経営課題と向き合い、県版ニューディールに根ざした起業を奨励し、小さな事業をたくさん作ることが出来る政策推進、地元企業が成長する環境を作る政策と共に進めてください。

## 2) 中小企業が取り組む環境ビジネスを公共セクターで活用し、販路の拡大をバックアップして下さい。

滋賀県では2030年における温室効果ガス1990年比50%削減を目標に低炭素社会実現への工程表づくりを進めています。この中でも環境産業の振興は重要な課題として掲げられていますが、中小企業にとって環境を始めとした新事業は、常に入り口あって出口無しという状況が続いています。滋賀同友会としてもびわ湖環境ビジネスメッセへの共同出展を通じた会員企業の環境ビジネス発信に努めていますが、多くの企業が自助努力だけでは前に進まず壁にぶつかっているのが現状です。

新事業を軌道に乗せ、新たな雇用にまで結びつけるためには、研究開発段階への支援だけではなく、販路の開拓、何よりも仕事づくりこそが焦眉の急です。

厳しい県財政状況の下、新産業振興で独自予算がとれないならば、予算で部・課間の連携を思い切って推進し、環境をはじめとした新規事業に取り組む中小企業に、公共の仕事がまわる仕組みを作り上げる必要があります。

例えば、道路整備に関する予算の枠内で、街灯設置の一部（すべてに導入する必要はありません）をLED照明にして、その事業に取り組んでいる企業を公募モニターすれば、土木の予算で「LED照明のモニター設置事業（仮称）」が誕生し、照明技術に関する新事業が育成されます。

また、学校の整備予算で校庭や屋上の緑化、雨水を利用した散水システムを導入しモニターすれば教育の予算で「エコグリーン・イン・スクール事業（仮称）」が立ち上がります。

滋賀県の針葉樹を薪として使えるストーブを公共施設の暖房用に導入すれば、森林整備関係の予算で、「石油に頼らない木質バイオマスエネルギーの活用事業（仮称）」となります。

このような事業であれば、新たに新産業振興の予算措置をとることなく、新事業創出を支援することができ、事業者にも仕事が回り、実証にもなり、それが実績となって販路拡大につながるなど、一石二鳥以上の効果が得られます。

## 3) 琵琶湖の自然環境を活かし、全国・世界に発信する事業への応援と基盤整備を。

琵琶湖の自然環境は日本だけではなく、世界に誇ることが出来る素晴らしい地域資源です。この資源を保全し、磨きをかけ、誰もが手軽に味わうことが出来る環境整備をすることで、滋賀県民の誇りとなり、日本から世界から琵琶湖を訪れる人も増え、新しい仕事と雇用が生まれ、元気な地域づくりにつながります。

そのために、修学旅行生が琵琶湖で自然体験学習を行える場づくりを、地域の中小企業やNPO、社会的起業と連携して広めて下さい。

琵琶湖畔を自転車で走ることができる環境をつくるために、自転車道を完全に整備してください。自転車で琵琶湖を一周できる環境整備は、宿泊施設や自転車のレンタル事業、休憩所の整備や琵琶湖サイクリングガイドの育成と併せて行うことで、日本だけではなく、世界からのお客様を呼び込む力になります。それは滋賀の新しい産業となります。

#### 4) 森林づくりに中小企業の活躍の場を

滋賀県にとって琵琶湖の周りに広がる森林は、環境からも森林資源としても大切な財産であります。

そこで、滋賀同友会では今年から県が推進するフォレストの森づくり運動に団体として協定書を締結します。

この活動を通して、地域の森林が直面している木材価格の低迷や、山村地域の過疎化などから放置され保全機能を失った森林の課題を解決することを目指します。

政府が昨年末に発表した「森林・林業再生プラン」では、木材自給率を現在の24%から十年後に50%に拡大するとしています。

また農林水産政策では「大規模効率化」を打ち出していますが滋賀県のように水源かん養や県土の保全など環境面からも多くの地元の中小企業が関われる政策に転換する必要があります。

中小企業が関わることを通して、森林の整備のための作業道や木材利用などの仕事を生み出し、持続可能な森づくり地域づくりに繋がることから、以下の通り要望いたします。

①森林整備事業を中小建設事業者に発注することで、雇用につなげて下さい。

②滋賀県の林業に適した林業整備事業の技術開発と指導を推進して下さい。

#### 5) 滋賀版「エコノミック・ガーデニング」・「内発的発展研究会」(仮称)の提案

この間の世界不況の中で、先進各国は国内中小企業への支援を、国家経済戦略の中心に位置づけています。EUの「小企業憲章」、アメリカの「地域再投資法」「規制柔軟化法」などがその事例です。特にアメリカの「エコノミック・ガーデニング」戦略は、定量的実績も確認され、全米の各地で導入が進んでいます。この内発的発展論に基づく地域経済振興の戦略は極めて示唆的であり、重要な点だと考えます。県ではこのような先進諸国の地域経済戦略を、具体的に研究しておられるのでしょうか？また支援メニューとしては、県においても同等のものが存在しながら、そのパフォーマンスの違いの原因はどこにあるのかを把握しておられるのでしょうか？

研究者の参加も含めて、公募メンバーによる「内発的発展研究会」(仮称)を設置し、早急に研究・提言を進めてください。

#### 6) 県独自の施策で高齢者介護事業を推進して下さい。

高齢者の介護施設の増設・充実が喫緊の課題であり、多くの会員企業が取り組んでいるところであります。しかし施設設置や拡充に必要なケアマネージャーの試験が非常に難易度の高いもの(合格率20%程度)になっており、これが阻害要因となっています。長年業務に従事しているベテランの人でも合格しない事が多いのが事実です。介護支援専門員試験は全国共通と言う事もありますが、やはり国家資格取得者のみ各分野回答免除のみだけで無く、実務経験年数に応じた緩和が必要です。

また利用者が入院した場合、平均的な契約継続期間である3ヶ月は、部屋を空けておく必要があります。しかし、その間施設には収入は無く、施設稼働率の低下が経営を圧迫する事になります。特にグループホーム等は経営努力ではカバーしきれない場面も多く、制度上は空き部屋を利用したショートステイの方法もありますが、実質1部屋が対象であり、2人、3人と同時期入院が起こるこの面での救済策は県独自でも検討の余地はあると考えます。

## 7) 県の政策と新規事業支援策には一貫性を持たせてください。

県は2030年までに温室効果ガス50%削減の目標を掲げています。そして昨年12月にその工程表を発表されました。その中で「住宅・事業所の10%に薪・木屑ストーブ普及」と明記されています。これに対し滋賀同友会の企業を中心としたグループは、排気のクリーン化、森林面積の半分を占め比較的低価格で活用しやすい針葉樹の活用、木質エネルギーの高度活用、現在より低価格な薪ストーブの普及などを目指した「蓄熱式薪ストーブ」の開発プランを2010年度の中小企業技術PJ補助金・チャレンジステージへの申請を行ないました。

しかし残念ながら採択されませんでした。県が「住宅・事業所の10%」への薪ストーブの普及を真剣にお考えであれば、アメリカ・カリフォルニア州などで大問題になり、EPA（環境保護局）基準が定められた経緯をどのようにお考えなのでしょうか？

現時点でクリーンな薪ストーブは欧米製のものしかなく、施行費も含め大変高価です。またエネルギー効率も70%前後といわれ、私達が試作検討している蓄熱型の90%に遠く及びません。真剣に普及を考えるのであれば、排気のクリーン化、限り有る森林資源の有効活用＝エネルギー効率の向上、そしてなにより低価格化が必須の要素です。

おかげさまで林野庁の補助金をいただける事に成り、当プロジェクトを進める事は出来るようになりましたが、県内企業・大学の連携によるプロジェクトとしては大変残念なことです。

県の施策の一貫性は税の活用にとって重要な事だと考えています。

是非、当件に関する県のご見解をお聞かせ下さい。

## 4. 中小企業の活性化による滋賀県経済の再生

### 1) 2010年6月18日「中小企業憲章」が閣議決定されましたが、さらに国民的な認識を高めるために、以下の内容を国に対して積極的に働きかけてください

2010年6月18日、待望の中小企業憲章が閣議決定されました。同友会がEU小企業憲章などを参考に提言・要望してきた同憲章が国において現実のものになった事は大きな前進と言えます。

今回の「中小企業憲章」には、同友会の「中小企業憲章草案」やヨーロッパ小企業憲章の内容が反映されていると評価できます。例えば、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と基本理念で中小企業の経済的社会的役割を高く位置づけていることや、「どんな問題も中小企業の立場で考えていく」とか、「中小企業の声を聴く」といった政府の立場・姿勢を表明する従来にない画期的な内容が含まれています。

ただ一方で課題も少なくありません。「中小企業憲章に関する研究会」は2月から5月の3ヶ月間に計6回開催されただけですし、パブリックコメントの期間もわずか10日間しかなく、とても国民的議論が行なわれたとは言えない状況です。これでは実効性は大変疑わしいと言わざるを得ません。また、憲章の精神を行政施策の隅々に行き渡らせるためのエンジン＝中小企業省、専任担当大臣、中小企業支援会議も明記されていないため、単なる「絵に描いた餅」に終わってしまう危惧も否めません。

今回の憲章閣議決定は「スタート」でありこそすれ決して「ゴール」ではありません。疲弊

を続け、崩壊の崖にあるとも言える地域経済と中小企業（社員や顧客）を守るために、中小企業憲章の精神を具体化していくために、以下の内容を国に対して積極的に働きかけてください。

- ①閣議決定で終わるのではなく、国会決議を行うこと。
- ②中小企業に関わる施策は多岐に渡ります。首相直属の「中小企業支援会議」を設置し、省庁横断的な機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めること。
- ③中小企業担当大臣を置き、中小企業憲章を具体化した政策・施策の実行体制を強化すること。

## 2) 「滋賀県中小企業振興基本条例（仮称）」を制定して下さい

中小企業政策は、地域経済活性化政策と緊密に結びついています。「憲章」は理念そのものであり、その理念の下に具体的戦略や、計画が立案される必要があります。これは、市・町単位での具体化が最適であると考えられます。この単位自治体の努力を促し、支援するために、国レベルでの「憲章」、県市町レベルでの「条例」が不可欠です。この「条例」によって、やる気のある自治体職員の取り組みを保証し、首長や議会構成が変わっても不変の地域経済政策を担保することが出来ます。

さらに、新中小企業基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する（第6条地方公共団体の責務）」と規定しています。その規定から要請されることは、中小企業政策を産業政策の柱と位置付ける理念を明確にし、どんな時代にあっても揺るぎなく実効性のある中小企業政策を講じることができるよう環境を整備することだと考えます。その法的根拠としても「滋賀県中小企業振興基本条例（仮称）」を制定することが必要であり、そのことによって世界的な流れになっている「Think small first」（小さい企業を先に考える）という考え方を明確にすることが出来ます。

滋賀県においても中小企業を地域政策・産業政策の大きな柱に位置付けるために「滋賀県中小企業振興基本条例（仮称）」を制定して下さい。

### 《県レベルでの振興条例一覧》

- 2002年 「埼玉県中小企業振興基本条例」
- 2004年 「茨城県産業活性化推進条例」
- 2005年 「三重県地域産業振興条例」
- 2006年 「福島県中小企業振興基本条例」
- 2007年 「千葉県中小企業振興に関する条例」、「熊本県中小企業振興基本条例」  
「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例」、「青森県中小企業振興基本条例」
- 2008年 「奈良県中小企業振興基本条例」、「徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に

関する条例」、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」、「神奈川県中小企業活性化推進条例」、「山口県ふるさと産業振興条例」

2009年 「福井県中小企業振興条例」

2010年 「大阪府中小企業振興基本条例」

3) 条例制定にあたっては、中小企業の活性化と地域や産業の振興を展望したビジョンや戦略会議を並行させて中小企業関係者などから広く意見を聞く機会を設け、関係者の共通認識をつくる努力を重ねてください。また、条文には以下の点を重視して頂くことを提言します。

- ①前文では滋賀の自然的・経済的・社会的な地域特性及び条例の必要性を明記し、第1条等では中小企業の役割と中小企業政策の重要性を位置付けた目的・理念を明確にする。
- ②商業、工業だけでなく、建設業やサービス業、第一次産業など全ての産業を含める意味から「中小企業」の名称で位置付けることを明確にする。
- ③知事の責任、予算の確保を明確にする。
- ④県民は中小企業が地域経済の振興・発展及び県民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の育成・発展に協力頂くことを明確にする。
- ⑤地域経済・中小企業振興に対する大企業者や大学の責任、努力義務を明確にする。
- ⑥中小企業振興とまちづくりを結合させた豊かな地域づくりの観点を明確にする。
- ⑦一定期間ごとに条例を見直す規定を入れ、「育てる条例」の観点を明確にする。
- ⑧中小企業経営者も含めた中小企業施策の検討機関「地域振興会議（仮称）」の設置を明確にする。

4) 地元自治体と連携して活力ある中小企業を育てるために、市町単位での「中小企業振興基本条例（仮称）」制定を促進してください。

地域中小企業を柱に据えた元気な地域づくりをすすめるためには、各市町が地域特性を考慮した丁寧な中小企業振興策を策定することが必要です。

県が率先して「中小企業振興基本条例（仮称）」を制定され「中小企業立県滋賀」を宣言していただくことで、各市町においても「中小企業振興基本条例（仮称）」の制定が促進されます。北海道庁では経済部商工金融課はホームページ上で「中小企業振興基本条例の各地の施行状況」を公開し、制定を促進しています。

( <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sky/chusho-jorei.htm> )

弊会でも県下市町へ「中小企業振興基本条例(仮称)」制定に向けた対話を行っていますので、県からも条例制定の助言や働きかけを積極的に行ってください。

以上

メモ

A large rectangular area containing 25 horizontal dashed lines, intended for taking notes.

## 同友会の3つの目的

- ① 同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ② 同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③ 同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

良い会社・良い経営者・良い経営環境をめざす

# 滋賀県中小企業家同友会

〒525-0036 草津市草津町1512 TEL077(561)5333 FAX077(561)5334

E-mail [info@shiga.doyu.jp](mailto:info@shiga.doyu.jp) ホームページ <http://www.shiga.doyu.jp>